

「日本再興戦略」改訂 2015

—未来への投資・生産性革命—

平成 27 年 6 月 30 日

目次

第一 総論

I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方	1
II. 改訂戦略における鍵となる施策	4
1. 未来投資による生産性革命	4
(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す	
(2) 新時代への挑戦を加速する	
(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ	
2. ローカル・アベノミクスの推進	16
(1) 中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化	
(2) サービス産業の活性化・生産性の向上	
(3) 農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化	
(4) 自治体に求められる新たな役割（官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等）	
3. 「改革 2020」（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行	24
III. 更なる成長の実現に向けた今後の対応	26
IV. 改訂戦略の主要施策例	28
1. 未来投資による生産性革命	28
(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す	
(2) 新時代への挑戦を加速する	
(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ	
2. ローカル・アベノミクスの推進	34
(1) 中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化	
(2) サービス産業の活性化・生産性の向上	
(3) 農林水産業・医療・介護、観光産業の基幹産業化	
(4) 自治体に求められる新たな役割（官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等）	
3. 「改革 2020」（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行	38

第二 3つのアクションプラン	40
一. 日本産業再興プラン.....	40
1. 産業の新陳代謝の促進.....	40
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 「攻めの経営」の促進	
ii) サービス産業の活性化・生産性向上	
iii) ベンチャー支援	
iv) 成長資金・リスクマネーの供給促進等	
v) IoT・ビッグデータ・人工知能等による産業構造・就業構造の変革	
2. 雇用制度改革・人材力の強化.....	57
2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の 実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人 材力の強化.....	57
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 働き方改革の実行・実現	
ii) 未来を支える人材力の強化	
iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等	
iv) 多様な雇用・就業機会の確保等	
2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用.....	70
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 女性の活躍推進	
ii) 外国人材の活用	
3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 ...	82
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) イノベーション・ナショナルシステムの実装	
ii) 地域イノベーションの推進	

iii) 「ロボット新戦略」の推進等	
4. 世界最高水準の IT 社会の実現	94
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ	
ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	
iii) 情報の円滑な流通やビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備	
iv) IT 利活用の更なる促進	
v) 未来社会を支える情報通信環境整備	
5. 立地競争力の更なる強化	110
5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上	110
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 法人税改革	
ii) 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進	
iii) PPP/PFI の活用	
iv) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化	
5-2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等	125
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 金融・資本市場の活性化等	
ii) 公的・準公的資金の運用等の見直し	
5-3. 環境・エネルギー制約の克服	131
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新	135

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 地域中堅・中小・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立
 - ii) 地域イノベーションの推進

二. 戦略市場創造プラン..... 143

テーマ1 : 国民の「健康寿命」の延伸..... 143

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

テーマ2 : クリーン・経済的なエネルギー需給の実現..... 153

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

テーマ3 : 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築..... 157

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

テーマ4 : 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現..... 160

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会..... 160

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 生産現場の強化
 - ii) 国内バリューチェーンの連結
 - iii) 輸出の促進等
 - iv) 林業・水産業の成長産業化

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会..... 169

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

三. 国際展開戦略.....	179
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
第三 改革のモメンタム ～「改革2020」の推進～.....	188

第一 総論

I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方

(アベノミクス第二ステージ)

日本経済は、かつての強さを取り戻しつつある。

今から2年半前、安倍政権をスタートさせた時は、日本経済は、需要不足から来るデフレ経済の泥沼から抜けきれず、企業も国民も将来への展望を描ききれない状態にあった。

こうした状況を打破すべく、政権発足後、矢継ぎ早に、大胆な金融緩和政策という第一の矢、機動的な財政政策という第二の矢を放ち、マクロ面から需要を支え、喚起するための対策を講じたところである。今は、企業や国民のデフレマインドを払拭するための構造改革としての第三の矢の成長戦略を大胆かつスピード感を持って「実行している最中」にある。

農業、医療、エネルギー、雇用など岩盤規制が残る分野で「戦後以来の大改革」を断行する一方で、法人税改革やコーポレートガバナンス強化、経済連携交渉への本格的な取組など、企業経営者による「攻めの経営」を後押しするための対策を次々と決断し、実行に移してきた。さらには、国民や企業の間蔓延するデフレマインドの払拭を狙って、「政労使会議」を活用した賃上げ要請・価格転嫁対策を展開してきた。

この結果、企業収益は過去最高を記録し、その収益が2年連続で賃上げに振り向けられ、凍り付いていた消費もようやく持ち直しの兆しを見せ始めている。失業率は3%台前半まで低下し、有効求人倍率も23年ぶりの高水準に達し、雇用者数が100万人も増加した。今後、労働需給はさらにタイト化し、GDPギャップが急速に縮小するとともに、デフレからの脱却が実現していくことが予想される。

経済の好循環は着実に回り始めているのである。

しかしながら、人口減少社会の到来によって、女性や高齢者等の活躍の場を最大限に広げたとしても、生産年齢人口の増加が当分の間期待できないことを考えるならば、消費だけが拡大したとしても、経済全体としての生産性が向上しなければ、いずれ成長の限界にぶつかってしまうのは明らかである。

この意味で、アベノミクスは、デフレ脱却を目指して専ら需要不足の解消に重きを置いてきたステージから、人口減少下における供給制約のくびき 軛を乗り越えるための腰を据えた対策を講ずる新たな「第二ステージ」に入ったのである。

今後とも経済の好循環を維持し、そして持続的な成長路線を辿っているかどうかは、従来の単なる延長ではない、全く新しい発想をもって、錆びた資本ストックを革新し、より自由な発想が生かされる競争環境下で最も効率的かつ効果的な投資が行われることを通じて、個人一人一人が、そして地方の一つ一つがその潜在力を開花する「生産性革命」を成し遂げられるかどうかにかかっている。

生産性を高めるための鍵は、何と言っても投資である。将来の発展に向けた、設備、技術、人材への投資である。グローバル経済下で生き残りを賭ける者にとって「寄るべき大樹」は存在せず、大企業も中堅企業も、中小・小規模企業も、個人も横一線である。デフレ脱却が視野に入り、企業収益が過去最高水準となっている今日、日本が新たな産業群を作り出し、再び世界のフロントランナーとなるためには、将来投資を行う「民間の出番」であり、「今こそが行動の時」である。英断をもって過去の成功体験と決別し、未知なる世界に新たな一步を踏み出す時である。

人口減少の波をまともに受けている地方にとっても同じ問題が存在している。依然としてバラつきがあるとはいえ、アベノミクスの浸透により、地方経済は、少なくとも2年半前と比べて、雇用や所得環境は着実に改善してきている。しかしながら、依然として労働生産性は東京と比べて極端に低く、東京と比べて2倍の開きがある地方もある。このままでは、加速的に経済が縮小するという悪循環に陥りかねない状況にあ

る。

地方の活性化なくして、国全体の成長はなく、アベノミクスの成功もない。

どの地方も、まだまだ使われていない地域資源を豊富に保有しているにもかかわらず、その潜在力を活かし切っていないことは疑いようのない事実である。ただし、従来のやり方の延長線上や他力本願の姿勢の上に答えはなく、今こそ「地方自らが自分の将来を決める」ための「行動を起こす時」なのである。

アベノミクス第二ステージとは、設備革新にとどまらない、技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」と、地域に活気溢れる職場と魅力的な投資先を取り戻し、日本全国隅々まで、人材や資金、それを支える技術や情報が自由・活発に行き交う、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」、この二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になることである。

デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築することこそがアベノミクス成長戦略の狙いである。

経済再生なくして財政健全化なし。経済成長を持続的なものとするために全力を挙げつつ、強い姿勢・決意をもって財政健全化に取り組む。経済再生と財政健全化を両立させるためにも成長戦略は常に進化するものでなければならない。

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

安倍政権発足以来、成長志向の法人税改革や、電気料金をはじめとするエネルギーコストの上昇を抑制するエネルギー政策、TPP などの経済連携交渉への本格的な取組など、ビジネス環境の改善に向けた政策を一つ一つ着実に実行してきたことは異論のないところである。

しかしながら、政府が行えるのは環境整備にとどまらざるを得ず、経済成長を牽引するのはあくまで企業であり、個人であり、民間である。産業の新陳代謝を加速し、未来に向けた投資を増やしていくためには、最終的には、企業経営者自らの大胆な決断こそが必要なのである。

昨年の成長戦略では、日本企業の「稼ぐ力」の回復に向けてコーポレートガバナンスの強化を第一の柱に掲げ、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードを策定することで、金融・資本市場を通じて企業経営に規律を働かせ、経営者による前向きな判断を後押しする仕組みを導入した。

その結果、投資家の目を意識した経営が幅広く浸透し、2年前には4社に1社であったROEが10%を超える上場企業は3社に1社を占めるようになった。また、1年程度の短い期間であるにもかかわらず、会社の経営体制も大きく変化しつつあり、今年は、複数の独立社外取締役を選任する上場企業が昨年から倍増し、全体の約半数に上る見込みである。長らく社内の人材のみで経営がなされてきた我が国の会社経営の在り方が一変し、積極的に社外の知見・経験を活用し、短期間に競争環境が激変する変革の時代を切り拓いていく準備が整いつつ

ある。

こうした動きを一過性のものに終わらせず、グローバル市場において「稼ぐ力」を高めていくには、上場企業の経常利益水準も利益率も過去最高を記録している今こそ、稼ぐための最適解を見出し、能力増強や更新等の設備投資にとどまらず、技術、人材を含めて積極果敢に「未来に向けた投資」を決断し、「攻めの経営」を展開していくことが不可欠である。

経営者による大胆かつ前向きな判断を後押しする一環として、取締役会の役割や個々の取締役の責任の範囲を明確化し、経営者が迅速かつ果敢に意思決定を行えるようにする。

あわせて、投資家に対する企業情報の開示が迅速かつ効率的になされるよう、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールの見直しを行い、中長期的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の建設的な対話を促進する。また、金融機関についても、企業に対する経営支援機能の強化等を一層推進し、企業の収益力向上や事業再編に積極的に関与していくよう促していくこととする。

この2年間、アベノミクスの成果としての企業収益を賃上げにつなげる環境整備を展開してきたが、こうした賃金上昇の流れを継続させるためにも、今必要なのは「稼ぐ力」の向上につながる民間投資を加速することである。日本経済がデフレを脱却し、成長軌道に乗ることができるかどうかを決定するのは、この1、2年の間に企業が未来に向けた投資を決断するかどうかにかかっていると言っても過言でない。

このため、グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するための「官民対話」を開始し、中長期的な企業価値の向上に向けた企業の大胆な経営判断を後押ししていくこととする。

＜鍵となる施策＞

- ① 「攻め」のガバナンス体制の強化
- ② 企業と投資家の建設的な対話の促進
- ③ 金融機関における経営支援機能の強化等の一層の推進
- ④ 成長志向の法人税改革

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

① 「ベンチャー創造の好循環」の確立

国全体の稼ぐ力を高めるためには、既存プレーヤーの生産性の向上だけでは不十分である。失敗を恐れない挑戦こそが称賛される社会的価値観を広げ、経済社会や産業構造全体に大きなインパクトを与える、ダイナミックなイノベーション・ベンチャーが連続的に生み出される社会にしていかなければならない。

世界では、米国・西海岸の例に見るように、大学が結節点となって、IT やバイオなどの新たな技術シーズと経営のプロと投資家が結びつき、新技術と新たなビジネスモデルを融合したベンチャー企業が次々と生み出され、それがまた優れた人材と技術と資金を呼び込み、ついには新たな成長企業群を作り出す「ベンチャー創造の好循環」が確立されている拠点が各地に形成されつつある。

残念ながら我が国では、こうした好循環が確立できているとは言い難いのが現実である。世界が技術と人材の争奪戦を展開している中であって、これに遅れを取らないためには、我が国においても、大学等の経営に思い切った自由度を持たせ、ビジネス・シーズの創出、人材育成、人脈形成、成長金融の提供などベンチャー創出の苗床としての役割を担えるようにすることは喫緊の課題である。

他方、我が国独自のベンチャー拠点の形成にこだわり、それに時間を取られるあまり、グローバルな競争に遅れを取るようなことがあってはならない。我が国の意欲ある企業・人材と世界のベンチャー拠点を架け橋でつなぐことで、「ベンチャー創造の好循環」に直結させ、ス

ピード感を持って、世界の叡智を引き寄せる魅力ある拠点を創り出していかなければならない。

こうした取組を加速するためにも、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる2020年に、世界中から、一流の経営者、起業家、ベンチャーキャピタル、機関投資家等を招き、世界規模でのビジネス・マッチングを行う「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」を開催することとする。それまでに、我が国のイノベーション・ベンチャー活動をグローバルレベルのものに引上げ、むしろ世界を牽引していくベンチャー創造拠点として花開いている姿をアピールしていく必要がある。

そのため、これまで様々な主体がバラバラに展開してきたが故に十分な効果を上げてこなかったベンチャー関連施策を有機的に統合・連携させる形で、グローバル競争力のあるベンチャー創出促進に向けた2020年までのロードマップとして「ベンチャー・チャレンジ2020」を策定することとする。

＜鍵となる施策＞

- ① 国際的イノベーション・ベンチャー創出拠点の形成に向けた新たな大学・大学院制度の創設
- ② シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト
- ③ グローバルなベンチャーエコシステムとの連動

② イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革

過去二回の成長戦略では、世界最高の知財立国を目指しながら、そこで生み出された革新的な技術シーズがビジネスとして活かされるようにするため、クロスアポイントメント等を通じた産学官の橋渡し機能の強化や研究開発法人の機能強化など「イノベーション・ナショナルシステム」の構築を進めてきた。これを本格稼働させるためには、課題として残されている国立大学改革をきちんと成し遂げる必要がある。

社会が直面する変化及び未来に対する不安とそれに伴う閉塞感を打破し、我が国の国際的な地位を高めるためには、イノベーションの礎となる知とそれを担う人材が不可欠である。そのためには、綿々と築かれてきた学問の基礎を活かしつつ大胆な発想の転換が必要であり、イノベーション創出の基盤として国立大学が果たす役割には大きいものがある。

国立大学が全体を支える形で、人文社会から自然科学まで多様かつ重要な学問分野の継承・発展を基礎とし、新領域や融合分野など新たな価値を生み出す学問領域を創出し、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決に貢献していく必要がある。

そのためにも国立大学としての人材育成機能を抜本的に強化する必要があるが、その際、産業構造の変化や雇用のニーズを的確に把握し、実社会のニーズに即した人材育成を行っていく仕組みを作っていくことが重要である。

今般策定された「国立大学経営力戦略」において、国立大学が将来のビジョンを持ち、経営力と財務基盤を強化する中で自己改革を進めるための方向性が示されたところである。今後、自己改革の評価結果を基にした国立大学運営費交付金のメリハリある配分を行っていくこととなるが、こうした取組を通じて、各国立大学がそれぞれの特徴を活かしながら学問の進展とイノベーションの創出に向けた大いなる挑戦を加速することを期待する。

<鍵となる施策>

- ① 運営費交付金の重点配分導入による大学間競争の促進**
- ② 研究成果最大化に向けた競争的研究費改革**

iii) アジアをはじめとする成長市場への挑戦

我が国経済の成長を持続的なものとするには、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことが不可欠である。特に、目覚ましい成長を続けるアジア市場における成否は、世界市場における成功の鍵を握る

と言っても過言でない。同時に、海外にモノやサービスを輸出するだけでなく、質の高い投資等を行うことにより、相手国と Win-Win の関係を構築していくことが重要である。グローバル化の進展により各国が経済的結びつきを強める中、モノ、カネ、技術等の国境を越えた移動を促進する経済連携協定は重要性を増している。

このため TPP 交渉の早期妥結に引き続き取り組むとともに、日 EU・EPA をはじめ、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、日中韓 FTA などの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していく。

成長を続けるアジアでは、インフラ需要が極めて旺盛であり、長年にわたり、インフラ建設の技術と経験を積み上げてきた我が国に期待される役割は大きい。アジアにおけるインフラ建設案件の規模は大きく、事業期間も長期にわたる。また、広域的総合開発に当たっては、産業基盤の整備や都市間交通ネットワークの整備など、複合的な要素が含まれる場合も多い。このため、官民が協力して総合的な推進体制を構築し、川上の構想段階から現地の政府、民間企業等と連携して取り組んでいく。

海外におけるインフラ需要に対し、我が国は、特に「質の高いインフラ投資」をもって応える。このため、JBIC の機能強化を図り、リスクマネーを供給する新制度を創設し、リスクが高いとみなされるプロジェクトへの積極的な投融資を実施する。また、個別案件に場当たり的に対応するのではなく、長期的かつ継続的に関与し、多様な後続プロジェクトの連続的な創出・推進につなげていくことが重要である。そうした取組を進める中で、現地経済圏の発展と我が国の経済成長がより有機的な関係性を深めていくよう戦略性を持たせながら、これまでの経験に基づくノウハウや優れた関連技術・サービス等を提供することにより、相手国との Win-Win の関係を築いていく。

＜鍵となる施策＞

- ① TPP、日 EU・EPA などの経済連携交渉の推進
- ② 「質の高いインフラパートナーシップ」の展開
- ③ 海外インフラの総合的広域開発推進体制の強化

(2) 新時代への挑戦を加速する

i) 迫り来る変革への挑戦（「第四次産業革命」）

昨年の成長戦略を踏まえ、我が国産業の競争力強化と社会的課題の解決に取り組んでいくための「ロボット新戦略」を策定したが、ロボット技術の範疇を超えて、ビジネスや社会の在り方そのものを根底から揺るがす、「第四次産業革命」とも呼ぶべき大変革が着実に進みつつある。IoT・ビッグデータ・人工知能時代の到来である。

あらゆるものがインターネットに接続し、サイバー世界が急速に拡大している。気付かないところで膨大なデータの蓄積が進み、目に見えないところで国境の存在しない広大なデジタル空間が広がり、経済活動のみならず、個々人の生活にも大きな影響を及ぼし始めている。世界のデータ量が2年ごとに倍増し、人工知能が非連続的な進化を遂げる中、今後数年間で社会の様相が激変したとしても不思議はない。

こうした事態に手をこまねいていたのでは、これまで国際競争を戦ってきた企業や産業が短期間のうちに競争力を失う事態や、高い付加価値を生んできた熟練人材の知識・技能があつという間に陳腐化する事態が現実のものとなるおそれすらある。一方、思い切って新たな事業に取り組もうとする事業者にとっては、絶好のチャンスである。特に、ようやくデフレのくびき軛から解放され、二十数年ぶりに目線を上げて未来への投資を行おうとする事業者にとっては、目の前に無限の可能性が広がっていると言える。スピード感ある大胆な挑戦に踏み切るかどうかは勝敗を分ける鍵となるのである。

また、この変革の流れは、社会としてうまく取り入れることができさえすれば、少子高齢化による人口減少がもたらす労働力不足の問題など、様々な社会的な課題やエネルギー・地球環境問題への解決にもつながる可能性を秘めている。

IoT・ビッグデータ・人工知能による変革は、従来にないスピードと

インパクトで進むものと予想されるが、やや出遅れがちな我が国に試行錯誤をする余裕はない。民間が時機を失うことなく的確な投資を行い、また、国がそれを促し加速するためのルールの整備・変更を遅滞なく講じていくためには、羅針盤となる官民で共有できるビジョンが必要である。

今後、情報関連技術の革新がどのようなスピードで実社会に導入されるのか、それによって競争力の源泉の変化を通して産業構造がどのように変わっていくのか、また、それに伴いどの分野の人材が不足し又は余剰となるのか、どのような人材と教育訓練が求められるのか、どのようなルールの整備・変更が急がれるのかについて、時間軸も明確にしながら、官民に求められる対応について早急に検討を進めていく。

<鍵となる施策>

IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検討

ii) セキュリティを確保した上での IT 利活用の徹底

迫り来る IoT・ビッグデータ・人工知能時代に向けた第一歩として、セキュリティの確保を大前提としつつ、IT の利活用を徹底的に進めていく。

まず、政府機関等のサイバーセキュリティを抜本的に強化する。

日本年金機構からの情報流出事案は、重要な個人情報を取り扱う政府機関等に対する信頼性を揺るがしかねないものであり、サイバーセキュリティ確保のため、従来の枠を超えた対策を最大限講ずる。

中央省庁に加え、独立行政法人や府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等を、段階的に内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) の制度に基づく監視・監査対象に追加しつつ、内外の専門家の叡智を結集した質・量両面での体制・機能の一層の強化を進め、政府機関等

へのサイバー攻撃に対する検知・分析・対処能力や監査等を充実・強化することにより、再発防止を徹底する。

また、政府機関等の情報システムに関し、攻撃を前提としたセキュリティ対策を徹底する。政府機関等の情報システムについて、効果的・効率的な業務を実現しつつセキュリティリスクを低減させるため、企画・設計・構築・運用の各段階を通じてセキュリティの確保の観点から必要な対策を継続的に講ずることとする。

あわせて、民間事業者のセキュリティ強化を促す。

日本年金機構の事案は、単に個別法人の問題ではない。政府機関等はもちろんのこと、民間企業においても同様の事態が生じかねない危機に直面している現実と正面から向き合う必要がある。近年、拡大を続けるサイバー空間に国境はなく、情報流出につながるコンピュータシステムへの侵入は、日々、目に見えない形で繰り返し行われているのである。

このため、セキュリティ認証制度の導入やサイバーセキュリティ保険の普及促進、専門人材の育成支援等により民間事業者のセキュリティ強化を促進するとともに、日常生活・経済活動に必要不可欠な社会基盤を支える重要インフラ事業者については、更なるセキュリティ強化策を講ずる。

セキュリティ対策の抜本的強化は、未来への投資を促す成長戦略そのものである。サイバー空間の安全と安心を確保するため、官民を挙げて最新の脅威に対応するシステム・ソフトウェアへの投資や優れたセキュリティ人材の育成、最先端の研究開発を進めることが、経済成長を促す効果を持つ。今回の情報流出を教訓に、経済成長の原動力となるセキュリティ対策を加速していかなければならない。

これらのセキュリティ強化策に全力を挙げて取り組みつつ、新時代の到来を見据え、ITの利活用を徹底する。全てのものがインターネットにつながり、サイバー空間で国民生活や企業活動の多くが行われる

時代には、電子的なやり取りはもはや例外ではなく、むしろ原則となる。したがって、申請、届出等の手続について、これまでの対面・書面原則を転換し、「原則 IT」をルール化する制度上の措置を講ずる。

本年 10 月から導入されるマイナンバー制度についても、国・地方のシステム全体に関する監視・検知機能の導入等によるセキュリティ対策の強化と歩調を合わせつつ、利用範囲を税、社会保障からその他の行政サービスに順次拡大するとともに、民間サービスにおける活用についても検討する。

こうした IT・データの利活用促進策の効果は、単なる手続的な時間・コストの削減に止まるものではなく、国民の利便性や暮らしの質を向上させるものでもある。また、電子的なやり取りが原則となることにより、世界的に見てもビジネスが展開しやすい環境の実現につながるとともに、データを利活用した新サービスの創出も促進され、これまでにない付加価値を生み出す可能性も秘めている。そうしたイノベーションを促進するため、データを利活用した新たなビジネスモデルを創出する企業のチャレンジを後押しするとともに、新たな市場を創出するための規制・制度改革を推進する。

＜鍵となる施策＞

- ① サイバーセキュリティの抜本的な強化
- ② IT 利活用を推進するための新たな法制上の措置
- ③ マイナンバーの利活用範囲の拡大

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

i) 少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

人口減少社会の到来は、需給双方の観点から、日本経済に突き付けられた大きな課題である。出生率の向上が 5 年遅れるごとに、将来の定常人口が概ね 300 万人ずつ減少するとされており、一刻の猶予も許されないとの危機感の下、2015 年度からの 5 年間で「少子化対策集中

取組期間」と位置づけ、子育て支援の充実、結婚支援、多子世帯支援、子育て世代包括支援センターの整備をはじめ、国を挙げて人口減少の克服に全力で取り組んでいかなければならない。

長期的な視点に立った総合的な少子化対策を進めつつ、当面の供給制約への対応という観点からは、労働生産性の向上により稼ぐ力を高めていくことが必要である。その際、何よりもまず重要なことは、長時間労働の是正と働き方改革を進めていくことが、一人一人が潜在力を最大限に発揮していくことにつながっていく、との考え方である。長時間労働の是正と働き方改革は、労働の「質」を高めることによる稼ぐ力の向上に加え、育児や介護等と仕事の両立促進により、これまで労働市場に参加できなかった女性の更なる社会進出の後押しにもつながり、質と量の両面から経済成長に大きな効果をもたらす。加えて、少子化対策についてもその根幹とも言える効果が期待されるとともに、地方活性化等の鍵ともなるものであり、幅広い観点から日本全体の稼ぐ力の向上につながっていくのである。そうした意識を我が国全体で共有し、醸成していくことが重要である。

女性の活躍推進は、長年にわたり男性中心で動いてきた職場に従来にはない多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出にもつながるものである。女性の活躍する場が広がることで、経済社会活動のあらゆる場に変革が起き、これまでにない形での経済成長の実現が可能となるのである。

女性の活躍推進を大きな柱に掲げたこれまでの成長戦略の取組により、過去2年余りの間に女性の就業者数は約90万人増加した。こうした流れをさらに加速するため、待機児童の解消を確実なものとするのが何よりも重要であり、そのための保育士の確保等を着実に進める。また、長時間労働の是正等を通じて女性が活躍しやすい職場づくりに意欲的に取り組む企業ほど「選ばれる」社会環境を作り出していくため、各企業の労働時間の状況等の「見える化」を徹底的に進めていく。

高齢者の活躍も一層促進していく。高齢者が長年の仕事の経験の中で培ったビジネスノウハウや築き上げた人脈という、若者にはない財

産を活かさない手はない。意欲ある高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことは、高齢者の希望をかなえ、豊かな生活を送れるようにするためにも極めて重要である。高齢者の多種多様な求職ニーズにきめ細かく対応しながら、就労マッチング機能の強化や能力開発機会の提供を行い、高齢者の活躍を一層後押ししていくこととする。

優秀な外国人材の獲得競争が世界的に激化している中、我が国経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠である。特に、今後の経済成長の鍵となる IT 人材の不足への対応は待ったなしであり、海外の最新の知見と国内トップレベルの知見の融合によるイノベーションを促進する観点からも、インド、ベトナム等からの IT 人材の呼び込みに重点的に取り組むこととする。

また、訪日外国人旅行者の増大に積極的に対応し、経済成長につなげていくためには、観光分野における外国人材の活用も重要である。外国人固有の習慣や考え方等を熟知し、一方で日本らしいおもてなし文化に根差した接客等も行える外国人材など、外国人材の活用ニーズを的確に把握し、その能力の最大限の発揮を後押ししていく。

＜鍵となる施策＞

- ① 企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正
- ② 待機児童の解消に向けた保育士の確保
- ③ 高齢者の活躍促進（就労マッチング機能の強化）
- ④ 外国人材の活用

ii) 変革の時代に備えた人材力の強化：雇用と教育の一体的改革

右肩上がりの成長期には、「就職」ではなく「就社」意識が高いという、日本型システムを維持することができていたが、IT化の進展や新興国企業の急成長による国際競争が激化する中、企業の新陳代謝のスピードは劇的に早まっており、一つの企業が個人に対し、生涯にわたり安定的に働く場を保証することは困難な時代に突入している。

変革のスピードが早い時代においては、企業はビジネスモデルを短

期間で大胆に変化させていくことが求められ、時には事業分野そのものの入替えも決断しなければならない場合も生じる。そのような時代にあっては、個人が受動的に対応するのではなく、変革が起こることを前提に、むしろそれを先回りして、来るべき新たな波に合わせて能力やスキルを柔軟に鍛え直していく仕組み、環境を社会全体で構築していくことが重要である。

厳しい荒波の時代の中で、個人が持てる能力をプロとして最大限に発揮していく、国民一人一人の前向きな挑戦が求められているのである。

そのためには、まず何より、自らのキャリアについて立ち止まって考える「気づきの機会」がなければならない。何事においても、最初の判断が必ずしも正しいとは限らない。常に立ち止まって自分を見つめ直し、やり直し、学び直すことができる機会が必要である。このため、個人が歩むべきキャリアパス（将来目指す職業・職務の実現に向けて積んでいく職務経験等の道すじ）とそのために身に付けるべき能力を確認する機会として、「セルフ・キャリアドック（仮称）」を整備する。また、変革の時代に対応した個人の能力の磨上げや学び直しを提供する場として、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げることで、これからの時代を担う「職業人としてのプロ」の育成を促していく。

＜鍵となる施策＞

- ① 未来を支える人材力強化（雇用・教育施策）パッケージ
- ② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
- ③ 予見可能性が高い紛争解決システムの構築

2. ローカル・アベノミクスの推進

人口減少と少子高齢化は、地方においてより深刻である。こうした現実を直視し、昨年9月、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少の克服と地方創生に全力で取り組んできた。その結果、地方でも

危機感が共有され、新たな取組が生まれつつある。

毎年10万人ずつ20代を中心に若者が地方から東京圏へ流出し、それが地域経済の停滞に拍車をかけるという悪循環が生じている。この流れに待ったをかけるためには、何よりもまず、地方に魅力あるしごとを創り出すことが必要である。地域には、数多くの地域資源が眠っている。地域の持てる力を磨き上げ、潜在力を最大限に発揮すれば、国内のみならず海外のマーケットを切り拓いていくことも十分に可能である。

他力本願や成り行き任せの姿勢を採らず「頑張る地域」に対して、「地域経済分析システム（RESAS）」を活用した「情報支援」や、地方版総合戦略の策定やその施策の推進に対する「人的支援」、従来の「縦割り事業」を超えた先駆的な取組等を財政的に支援する「新型交付金」の導入などの支援を行うことで、地方の自立を強力に後押ししていくこととする。

地方創生の取組と、産業の生産性を向上させるための成長戦略の取組を車の両輪に、ローカル・アベノミクスを推し進めることで地域経済を活性化することができれば、豊かな自然をはじめとする地方固有の魅力とも相まって、ひとは、むしろ地方にとどまり、あるいは集まってくるのが期待される。

ローカル・アベノミクスの成功なくして、経済成長はない。悪循環から好循環へ、逆転の始まりである。

（1）中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化

これまで地域経済を支えてきたのは、中堅・中小企業・小規模事業者である。地域に根ざし、雇用の受け皿を提供してきた。しかしながら、これらの事業者にも変革の大波が押し寄せている。地域に根ざした事業者であればあるほど、人口減少・少子高齢化による需要の減少と人手不足により、需給両面からそもそもの存立基盤が脅かされつつある。大企業の国際競争激化のあおりも大きく、大企業と下請という従来の系列取引関係等も崩れつつある。ポイントは、「自力」での市場開拓への挑戦である。

このため、新市場の開拓や新商品の開発に取り組んだ事業者の成功事例や失敗事例を分析しつつ、事業者の目線に立って経営課題と解決策を分かりやすくまとめ普及を図ることで、成長戦略の「見える化」を推進する。また、飛躍を目指す中堅・中小企業・小規模事業者に対するニーズに応じたきめの細かい経営支援体制を強化するとともに、中小企業・小規模事業者に対する地域金融機関による積極的な経営支援を促進する。

＜鍵となる施策＞

- ① 事業者にとっての「成長戦略の見える化」
- ② 中堅・中小企業の経営支援体制の強化

（２）サービス産業の活性化・生産性の向上

GDP の約 7 割を占めるサービス産業も、抜本的な変革を迫られている。その多くが域内需要に依存する地域密着型の事業であるが故に、地域の人口減少・少子高齢化は事業の存続に直結する。サービス産業の生産性向上は待ったなしである。

サービス事業者の中には、IT を活用したマーケティング等により新たに域外の需要を取り込んだり、製造業では当たり前となっている現場でのカイゼンの取組を進めたりすることで、製造業に劣らない高い生産性を達成している事業者もある。そうした先進的な取組を国内に幅広く展開するに際し鍵となるのは、単独では取り組むことが必ずしも容易でない中小企業・小規模事業者に対する支援である。

このため、官民協同での業種ごとの生産性向上活動を展開する。具体的には、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の 5 分野で、製造業の「カイゼン活動」のサービス業への応用や、IT・ビッグデータ・設備の活用など、生産性向上に向けた取組を、官民を挙げて推進する。また、地域に根を張った中小企業団体や金融機関が連携して中小企業・小規模事業者の生産性の向上を後押ししていくことが重要である。こういった事業者に積極的に経営支援の働きかけを強めることが有効か、判断の参考となる指標（ローカルベンチマーク）等を

策定し共有するとともに、生産性向上に必要な専門的なアドバイスを身近に受けられる地域の支援体制の構築に全力を挙げる。

こうした草の根的な地道な取組を全国津々浦々に広げていくことにより、事業者の前向きな挑戦を後押しし、中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の向上と、サービス産業全体の活性化・生産性の向上を図る。

＜鍵となる施策＞

- ① 中小企業団体や金融機関による地域の経営支援の強化
- ② 官民協同の業種別サービス業生産性向上活動の展開

（3）農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化

農林水産業や医療・介護、観光産業は地域に密着した産業であると同時に、地域における雇用を支える産業でもある。「稼ぐ力」を強化し、一人でも多くの人に働く場を提供する地域の基幹産業へと脱却させていかなければならない。

i) 農林水産業における「攻めの経営」の確立

このところ農林水産業への新規参入者は目に見えて増加しており、食品加工や流通販売等と組み合わせた6次産業化の進展もあって、付加価値の高い新しい産業へと変わりつつある。

こうした流れを加速し、成長産業に飛躍させるためには、米の生産調整の見直しに向けた取組の実施をはじめ、これまで取り組んできた農政改革を更に進めていくことが必要である。重要なことは、個々の事業者が「経営マインド」を持つことである。自らの強みを徹底的に磨き上げ、時には、他の事業者等とも連携しつつ、勇気を持って市場の開拓に挑戦する、そうした意欲ある取組が求められている。

農林水産業においても、ICTも駆使しながらマーケティング・生産・流通・販売を行うことが必要になるなど、変革の波が押し寄せている。

今求められているのは、他の産業で効果を上げたノウハウを農林水産業に注入していく、という視点である。

攻めの経営を支援する体制を構築すると言っても、特に、個々の農林水産事業者が自力のみで「攻めの経営」を実践していくのは容易なことではない。製造業やサービス業への経営支援で優れた成功事例を有する税理士や中小企業診断士、地域金融機関等のノウハウに、これまで農林水産分野に蓄積されてきた知見を組み合わせ、付加価値の高い経営支援を提供できる体制を、全国各地に構築していく。

また、農業においても規模の経済を働かせるための意欲ある担い手への農地集積・集約化を進める。今後 10 年間で全農地の 8 割が担い手によって利用されるという目標の達成に向け、鍵を握るのは、農地中間管理機構であるが、その活用についても、新たなステージに入る。都道府県別に実績の「見える化」を徹底し、実績を上げた都道府県には施策面で配慮していく。さらに、遊休農地等に係る課税の強化・軽減等についても検討し、農地集積・集約化に全力を挙げることとする。

こうした取組に合わせ、輸出促進について今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる国・品目に重点的に取り組み、2020 年の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指して、成長産業へと脱皮させていく。

＜鍵となる施策＞

- ① 農林水産業の経営力の強化に向けた支援体制の整備
- ② 農地集積・集約化に向けた取組の加速
- ③ 農林水産物・食品の輸出促進

ii) 医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

医療・介護・健康分野も、大きなターニングポイントを迎えている。健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により需要は急速に拡大し、一部の地域では人手不足も極めて深刻化している。こうしたサービスニーズの多様化や地域ごとに異なる需給状況に的確に変化に対応していくには、これまで以上に

「産業としての活性化・生産性の向上」といった視点を持つことが必要である。

嗜好や生活スタイルに応じた健康・予防サービスに対するニーズは飛躍的に高まり、また多様化している。いわゆるヘルスケア産業の成長力は極めて大きく、新分野であるが故に不足している人材と資金の供給を後押しすることで、地域経済の牽引役となる産業に育て上げていかなければならない。

また、質の高いサービスに対する需要は、国内のみにあるものではない。アジアを中心とした新たな市場を開拓し、海外市場の成長を地域の経済成長に取り込むことが、相手先国への貢献にもつながる。こうした産業全般に共通する考え方を医療等分野にも本格的に取り入れ、新たな地域経済の姿を作り上げていくこととする。

国民の利便性向上という観点から、今回の成長戦略では、セキュリティの確保を徹底しつつ、2020年までの5か年間で「集中取組期間」として、医療等分野におけるICT化を徹底的に推進することとしている。

地域の医療等分野の現場における医療情報の共有・活用により、これまで情報の共有ができなかったこと等のために発生していた検査や処方等の重複を防止し、国民負担を軽減する。加えて、匿名化した医療等のビッグデータの活用も進めることにより、医療や介護とも密接に連携した健康・予防関連サービスが活性化する。さらに、診療に際して医師等が接する情報の量と質の向上等によりサービスの質自体も一層向上することで、国民の利便性は大きく向上していくこととなる。

また、医療・介護政策に関する質の高い情報分析やその結果の提供が可能となり、政策に関する国民各層での議論・理解が深まることや、世界に冠たる医療等分野でのデータベースの構築により医薬品等の安全対策の充実や研究開発の飛躍的な促進も期待されるなど、医療等分野のICT化の促進には、幅広い効果が期待されている。

＜鍵となる施策＞

- ① 次世代ヘルスケア産業の創出支援
- ② 医療の国際展開
- ③ 医療等分野における番号制度の導入
- ④ 地域医療情報連携ネットワーク/電子カルテの普及促進
- ⑤ 医療等分野の政策へのデータ活用の一層の促進

iii) 地域経済の牽引役としての観光産業の再構築

観光は、政権交代後の僅か2年間で訪日外国人旅行者数が約500万人増加するなど、現在最も伸びている産業の1つである。訪日外国人旅行者の消費額は、昨年初めて2兆円を超え、地域経済の活性化に大きく貢献している。こうした動きを緩めることなく、訪日外国人旅行者「2,000万人時代」への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す。このため、地域の観光インフラの供給制約が観光産業成長の足かせになることのないよう、空港容量や宿泊施設をはじめとする受入環境整備に向けた取組を加速化するなど、これまでよりもギアを一段上げて魅力ある観光地域づくりに全力を挙げる。

まず、日本の観光のトップランナーとしてふさわしい地域の中から世界に通用する観光地域づくりとマーケティングを行う官民一体の観光地経営体（日本版DMO[※]）を選定し、政策資源を集中的に投入することとする。観光地として強みとなりうる地域資源は地域によって異なり、単純に当てはまる成功の方程式などは存在しない。地域の自治体や関係する幅広い企業が、地域外の人材等も巻き込みながら、世界に通用する地域独自の観光資源の磨上げに強い覚悟と決意をもって取り組む必要がある。

※DMO: Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

政府としても、世界への観光情報の発信のみならず、多言語対応、Wi-Fiの整備・充実や外国人旅行者がストレスを感じることのない移動・宿泊・買い物等の実現など、ハード・ソフト両面にわたり全力で

応援していく。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。この絶好の機会を東京のみではなく全国で活用するため、観光産業の国際競争力を抜本的に強化し、我が国経済の底上げにつなげていかなければならない。

＜鍵となる施策＞

- ① 日本版DMOの設立と政策資源の集中投入
- ② 訪日外国人旅行者数拡大に向けた地域ごとの空港・交通・宿泊施設等の供給の確保・受入環境整備

（４）自治体に求められる新たな役割

（官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等）

地域の重要な活動主体は、何と云っても自治体である。これまで述べてきた中堅・中小企業・小規模事業者対策、サービス産業の生産性の向上、農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化、どれをとってみても、自治体の強いリーダーシップが期待されている。

また、これに加えて、今後、地方自治体には、地場企業に対してビジネスチャンスを生み出す起点としての役割も期待される。公共施設等の民間開放を進めることによる、民間の創意工夫を活かしたサービスの創出である。こうしたいわゆるPPP/PFIは、ビジネスチャンスの創出、民間の創意工夫を活かした住民へのサービス向上、効率化による公的負担の軽減の一体的な実現を可能とするものであり、「一石三鳥」である。

人口減少社会への突入により地方の公共施設の利用者は今後ますます先細り、地方税財源の厳しさとも相まって、地方公共施設の利活用促進は、地方経済にとって「待ったなし」の課題となっていることを強く認識しなければならない。PPP/PFIの全国的な取組を加速するため、改めて重点的に取組を進めるべき施設と、それに関する数値目標を定めるとともに、民間事業者等からの規制緩和要望等に国として迅速に対応していく。

＜鍵となる施策＞

PPP/PFI の推進

3. 「改革 2020」（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行

5年後の2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催され、我が国が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する。これをモメンタムとして、改革・イノベーションを加速していくことが重要である。

このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を梃子（レバレッジ）に、成長戦略に盛り込まれた施策を加速させる、改革・イノベーションの牽引役（アクセラレータ）として、2020年までに我が国として成し遂げるべき中核となるプロジェクトで、後世代に継承できる財産（レガシー）となるものを、政府を挙げて推進する。

具体的には、世界からの注目度の上昇に合わせて実行することにより高い政策効果を生み出すことができ、我が国の強みを社会実装・ショーケース化し、海外にアピールできるものであって、その後の経済成長につながるものとして、3つの重点政策分野における6つのプロジェクトの展開を図る。

＜「改革 2020」プロジェクト＞

i) 技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出

- ① 次世代交通システム・自動走行技術の活用
- ② 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決
- ③ 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
- ④ 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開
(医療のインバウンド)

ii) 訪日観光客の拡大に向けた環境整備等

⑤ 観光立国のショーケース化

iii) 対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上

⑥ 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

Ⅲ. 更なる成長の実現に向けた今後の対応

(成長戦略実現のための目標・工程管理の徹底)

今回の成長戦略では、アベノミクス第二ステージとして、民の投資やイノベーションを引き出す新たな施策を講ずることとしている。成長戦略のキーコンセプトは、「実現する成長戦略」である。この点は、第二ステージでも変わりはない。成長戦略で決定した方針に沿って施策の具体化と実行を確実にいき、経済の成長につなげていくことこそ成長戦略の目指す途である。

また、これまでの成長戦略で方針を決定してきた施策の中には、今通常国会に法案を提出したものをはじめ、今後、成果が現れてくるものも多い。

「実現する成長戦略」という意味では、これからが本番である。設定した目標に向かって実体経済は着実に前進しているのか、過去に講じた施策の効果も含め、KPI レビューを継続し、成果が十分に上がっていないものについては、検証・評価を徹底し、何故うまくいかなかったのか、目標を達成するために追加的に行うべき施策は何か、また、KPI の見直しの必要はないか、など、PDCA サイクルをしっかりと回していくことが重要である。

(内外へのメッセージ発信の強化)

国内外へのメッセージ発信も重要である。成長戦略の PDCA サイクルを回す過程の中で明らかとなる、その成果や改革の方針を国内外にしっかりとアピールしなければならない。

海外には、変わりつつある日本経済と、その本気度を十分に理解してもらい、世界経済の中での我が国のリーダーシップの発揮につなげていく必要がある。国内に関しては、アベノミクスの成果に加え、国の姿勢として成長の主役である企業、個人、地方の挑戦を徹底的に応援していくことを広く理解してもらうことで、成長に挑戦していく一歩を全員が踏み出していける一体感のある気運を醸成していかなければならない。

(進化する成長戦略)

「未来投資による生産性革命の実現」と「ローカル・アベノミクスの推進」を車の両輪にした、供給面の制約の克服に向けた取組は、始まったばかりである。

一方、「第四次産業革命」は想像を超えるスピードで進行する。今回の成長戦略で決定した IT 利活用促進を起爆剤としながら、これまでと異なるビジネスの新たな潮流を見極めつつ、民間企業や国民一人一人の持つ潜在力が効率的・効果的に発揮される競争環境整備をはじめとするルール作りに取り組んでいくことが必要である。また、働き方改革の更なる推進、人材育成プロセスの見直し、エネルギー制約への一層の対応など、官民の取組の方向性や政策課題を明確化していく。

ローカル・アベノミクスについても、少子高齢化による人口減少社会への突入等を踏まえれば、スピード感を持って実行していかなければならない。農業、医療・介護、観光の基幹産業への飛躍や官製市場の更なる開放による地方経済の活性化など、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性の向上を実現していく必要がある。

その際、民間活力を最大限発揮できるよう規制改革を更に推進していくとともに、地方創生に熱意ある地方自治体の取組みへの支援を一層強化していかなければならない。そのためにも、近未来技術の実証等を行う地方創生特区を含めた国家戦略特区の活用等により、民間や地方からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速かつスピーディに対応し、目に見える成果を打ち出していく。

(政府一体となった取組の強化)

我々に残された時間は少ない。このため、経済財政諮問会議、規制改革会議、国家戦略特別区域諮問会議や総合科学技術・イノベーション会議、まち・ひと・しごと創生本部等とも密接に連携しながら、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題にスピード感を持って、政府一体となって全力で取り組んでいくこととする。

「揺るぎない経済の好循環」の確立に向け、成長戦略は止まらずに進んでいく。

IV. 改訂戦略の主要施策例

今般の改訂においては、次章のとおり、昨年改訂した日本再興戦略の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策を追加、全工程表のリバイスを行い、改めて実行していく方針を打ち出した。

このうち、改訂の基本的な考え方である「未来投資による生産性革命」、「ローカル・アベノミクスの推進」等の観点から、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

○「攻め」のガバナンス体制の強化

- ・取締役会による経営の監督が実効性の高いものとなるよう、取締役会が経営陣に決定を委任できる業務の範囲（取締役会への上程が不要な事項）や、社外取締役が社外性を有したまま行える行為の範囲等に関する会社法の解釈指針を作成し、公表する。

【本年夏までに作成、公表】

○企業と投資家の建設的な対話の促進

- ・企業が投資家に対して必要な情報を効率的かつ効果的に提供するため、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールを見直し、統合的な開示のあり方について検討し、結論を得る。

【本年度中に結論】

- ・株主に対する情報提供を迅速化するため招集通知添付書類（事業報告や計算書類等）提供の原則電子化について、その実現に向

けた課題や必要な措置について検討し、結論を得る。

【来年中に結論】

○金融機関における経営支援機能の強化等の一層の推進

- ・金融機関のガバナンスや経営体力の強化に向け、独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小などの動きを引き続き注視する。グローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、経営支援機能を常に十分に発揮できるよう、株価変動リスク等の縮減を求めていく。

○成長志向の法人税改革

- ・現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

① グローバル市場につながる「ベンチャー創造の好循環」の確立

○国際的イノベーション・ベンチャー創出拠点の形成に向けた新たな大学・大学院制度の創設

- ・一般の国立大学に比べて高い自由度を有する収益事業等により自己収入拡大を行うことができる「特定研究大学（仮称）」制度を創設し、企業の投資対象として魅力的なグローバルな競争力を有する国立大学を創り出す。

【次期通常国会へ法案を提出】

- ・IoT・ビッグデータ・人工知能時代の到来も視野に、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携して形成する「卓越大学院（仮称）」において文理融合など異分野の一体的教育を促進し、イノベーティブな人材創出拠点として活用する。

【来年度より具体的取組を開始】

○シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト

- ・優れた技術を有する国内の企業や人材を米国シリコンバレーに派遣し、現地のベンチャー支援機関等と連携しつつ、提携先や投

資獲得に向けた活動を支援する。

【本年度から実施】

○グローバルなベンチャーエコシステムとの連動

- ・「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」等とも連携しつつ、2020年に大規模な「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」を開催する。それに向けて、ベンチャー関連施策を有機的に統合・連携し、2020年までのロードマップとなる「ベンチャー・チャレンジ2020」を策定する。 【本年末までに策定】

② イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革

○運営費交付金の重点配分導入による大学間競争の促進

- ・新たに設けられる国立大学の重点支援のための3つの枠組み（※）の中で、自己改革の評価結果を基に、国立大学法人運営費交付金のメリハリある配分を行う。

【運営費交付金の配分方法を本年末までに取りまとめ、公表】

（※）3つの枠組み（以下のいずれかを各国立大学が自ら選択）

- ア) 地域貢献及び強み・特色のある分野での世界・全国的な教育研究の推進
- イ) 強み・特色のある分野での地域というより世界・全国的な教育研究の推進
- ウ) 全学的に世界で卓越した教育研究・社会実装の推進

○研究成果最大化に向けた競争的研究費改革

- ・大学改革と研究資金改革を一体的に推進するため、文部科学省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費について、間接経費を30%措置する。 【来年度新規案件より措置】

iii) アジアをはじめとする成長市場への挑戦

○「質の高いインフラパートナーシップ」の展開

- ・アジア開発銀行（ADB）と連携し、今後5年間で従来の約3割増となる約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域で行う。JBICの機能強化を図り、リスクマネーを供給する新制度を創設し、リスクが高いとみなされるプロジェクトへの積

極的な投融資を実施する。

○海外インフラの総合的広域開発推進体制の強化

- ・ 現地における民間企業、関係政府機関等の協力・連携を強化し、開発プロジェクトの案件発掘活動を強化する。また、開発候補案件について、現地の課題・要望に応じた提案をパッケージとして相手国に提示するため、政府横断的な企画調整機能を強化する。

(2) 新時代への挑戦を加速する

i) 迫り来る変革への挑戦（「第四次産業革命」）

① IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検

討

- ・ IoT・ビッグデータ・人工知能による大変革時代に対応した民間投資と政策対応を加速する官民共有の羅針盤として、産業構造及び就業構造への影響や官民に求められる対応等について、早急に検討を進める。 **【来年春頃までに検討】**

ii) セキュリティを確保した上での IT 利活用の徹底

○サイバーセキュリティの抜本的な強化

ア) 政府機関等の対応能力の抜本的強化

- ・ 中央省庁に加え、独立行政法人や府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等を、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の制度に基づく監視・監査の対象に追加する。
- ・ 内外の専門家の叡智を結集した質・量両面での体制・機能の一層の強化を進め、政府機関等へのサイバー攻撃に対する検知・分析・対処能力や監査等を充実強化する。
- ・ 重要情報を取り扱う政府機関等の情報システムについて、効率的な業務を実現しつつセキュリティリスクを低減させるため、

情報システムのインターネット等からの分離や全面的なクラウド移行を見据えた対策強化を含む政府機関等の対策方針を早急に取りまとめる。

イ) 民間企業における対策の促進

- ・ サイバーセキュリティを確保するために企業経営上行うべき事項を明確化したガイドラインを策定する。また、サイバーセキュリティ確保に向けた企業の取組に対する第三者評価を促進するとともに、企業等のサイバーセキュリティ対策の取組等に係る情報開示ガイドラインを策定する。

【本年度中をめどにガイドラインを策定】

- ・ 人々の日常生活・経済活動に必要不可欠な社会基盤（重要インフラ）の更なるセキュリティ強化策の具体的内容を検討し、結論を得る。

【本年末までに結論】

ウ) サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化

- ・ セキュリティ産業の育成に向けた研究開発や関連投資、教育・人材育成に係る取組を促進する。

○IT利活用を推進するための新たな法制上の措置

- ・ 対面・書面原則を転換し、「原則 IT」をルール化するとともに、引越、死亡時等の各種行政手続のワンストップ化や、シェアリングエコノミーなどの新たな市場の活性化のために必要な法的措置を講ずる。
- ・ 医療・健康等の分野において、各機関等から個人の情報を収集・管理する「代理機関（仮称）」制度を創設し、民間事業者による新サービスの創出のためのインフラとして活用する。

【次期通常国会から順次関係法案の提出を目指す】

○マイナンバーの利活用範囲の拡大

- ・ 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制の整備等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

- ・ マイナンバーの利活用範囲を、税、社会保障から、戸籍、パスポート、在外邦人の情報管理、証券分野等における公共性の高い業務へ拡大する。

【できるだけ早い機会に法制上の措置等を講ずる】

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

i) 少子化対策、労働の「質の向上」及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

○企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正

- ・ 長時間労働の是正に向けて、女性活躍推進法案及び若者雇用促進法案が成立した際には、事業主行動計画や職場情報提供スキームなどのプラットフォームを活用し、企業の労働時間の状況等の「見える化」を徹底的に進める。

○待機児童の解消に向けた保育士の確保

- ・ 保育の担い手確保に向け、短時間勤務等の保育士の活用を促進するとともに、保育士離職率の低い保育所のベストプラクティスの全国普及等を推進する。また、改正国家戦略特区法案が成立した際には、国家戦略特区において、本年度より保育士試験を年2回実施する（地域限定保育士制度）。

○高齢者の活躍促進（就労マッチング機能の強化）

- ・ 働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらずその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整備するため、高齢者の多様な雇用・就業機会や就労マッチング機能の飛躍的向上・強化を図る。

○外国人材の活用

- ・ インド・ベトナム等の優秀な IT 人材の受入促進のため、現地トップレベルの IT 系大学に対し、日本企業への就労に関する情報発信を強化する。また、海外 IT 系大学の卒業生に対する留学・就労支援等を行うため、海外 IT 系大学の指定に関する政府間協

議を進める。

【本年中めどに実施】

- ・ ホテル・旅館、スノーリゾート、通訳案内などの観光分野において、訪日外国人旅行者へのサービス提供のための専門的知識や技能を要する業務について、在留が認められる要件の明確化やその周知等を行う。

ii) 変革の時代に備えた人材力の強化：雇用と教育の一体的改革

○未来を支える人材力強化（雇用・教育施策）パッケージ

- ・ 個々人が歩むべきキャリアパス（将来目指す職業・職務の実現に向けて積んでいく職務経験等の道すじ）とそのために身に付けるべき能力を確認する機会（「セルフ・キャリアドック（仮称）」）を整備する。また、能力と経験を有し、働く意欲のある中高年人材による次のキャリアへの挑戦支援等を行う。

○実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

- ・ 産業構造やビジネスモデルの変革に対応し、個人が自らの能力を磨き上げ、時には学び直しを行える実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設する。

【2019年度の開学に向け、来年年央までに結論を出し、
同年中に所要の制度的措置を目指す】

○予見可能性が高い紛争解決システムの構築

- ・ 透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の在り方について具体化に向けた検討を進め、制度構築を図る。

2. ローカル・アベノミクスの推進

(1) 中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化

○事業者にとっての「成長戦略の見える化」

- ・新たな商品の開発や市場の開拓に取り組む事業者の道しるべとなるよう、成功の秘訣を取りまとめ、事業者や中小企業団体に提供する。【本年夏頃までに提供】

○中堅・中小企業の経営支援体制の強化

- ・地域中核企業のワンランク上への成長に向けた研究開発、海外展開、標準策定等をきめ細かく支援する体制を構築するとともに、中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」の機能・体制を抜本的に強化する。

【本年度から実施】

- ・金融機関が経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組むよう促すため、信用保証制度の在り方について検討する。

【本年中をめどに結論、その後速やかに必要な措置】

(2) サービス産業の活性化・生産性の向上

○中小企業団体や金融機関による地域の経営支援の強化

- ・中小企業団体、地域金融機関等による地域企業に対する経営支援等の参考となる評価指標・評価手法（ローカルベンチマーク）を策定するとともに、現場プロセスの改善や IT の利活用を支援する人材をリスト化し、提供・共有する。

【本年末までに策定、提供】

○官民協同の業種別サービス業生産性向上活動の展開

- ・製造業等とサービス業における異業種連携による取組を推進し、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野で設立した協議会でのサービス業の生産性向上に向けた活動を展開する。

(3) 農林水産業・医療・介護、観光産業の基幹産業化

i) 農林水産業における「攻めの経営」の確立

○農林水産業の経営力の強化に向けた支援体制の整備

- ・ 都道府県レベルで農業経営の法人化の目標を設定するとともに、経営に関する専門家(税理士・中小企業診断士・地域金融機関等)による法人化に向けた支援体制を整備する。

【本年度中に目標設定】

○農地集積・集約化に向けた取組の加速

- ・ 農地中間管理機構による農地集積・集約化に係る都道府県別の実績をランク付けとともに公表し、実績を上げた都道府県については各般の施策に関し配慮する。

【本年以降順次措置】

- ・ 農地の保有に関する課税の強化・軽減等の仕組みについて検討する。

【本年度に検討し可能な限り早期に結論】

○農林水産物・食品の輸出促進

- ・ 米や牛肉など、今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる品目の輸出促進に重点的に取り組み、「2020年1兆円」という輸出目標の前倒し達成を目指す。

ii) 医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

○次世代ヘルスケア産業の創出支援

- ・ 地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設立を促進するとともに、それらをネットワーク化し、地域で成功したビジネスモデル等の横展開を強化する。あわせて、地域経済活性化支援機構(REVIC)等と連携して、「地域ヘルスケアビジネス事業化プラットフォーム(仮称)」を創設し、投資前段階からの人材育成を含むビジネスモデルの作り込みやリスクマネーの供給を一体的に促進する。

【本年度中に実施】

○医療の国際展開

- ・ 外国人患者の受入れ等を一気通貫でサポートする企業の認証や、外国人患者の受入れに関し意欲と能力のある国内医療機関を「日本国際病院(仮称)」として海外に分かりやすく発信すること等により、外国人患者の集患等に取り組む。

【本年度中に検討】

○医療等分野における番号制度の導入

- ・セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。

【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】

- ・地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報の取扱いルールを検討する。

【本年末までに一定の結論を得る】

○地域医療情報連携ネットワーク/電子カルテの普及促進

- ・2018年度までに、地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を実現する。また、2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。

- ・上記の目標実現のため、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講じる。また、次期診療報酬改定時に、診療報酬におけるICTを活用した医療情報連携の評価の在り方を検討する。

○医療等分野政策へのデータ活用の一層の促進

- ・医療介護データの政策活用推進に向けた具体的施策と実施スケジュールを盛り込んだ「医療等分野データ利用プログラム（仮称）」を策定する。

【本年度中に策定】

iii) 観光産業の基幹産業化

○日本版DMOの設立と政策資源の集中投入

- ・地域の観光コンテンツの磨上げ、訪日外国人旅行者の受入環境整備や海外への発信など、観光地域づくりの中心となる組織・機能（日本版DMO）を確立するモデル地域を1～2箇所程度選定し、政策資源を集中投入する。

【本年度中に選定】

○訪日外国人旅行者数拡大に向けた地域ごとの空港・交通・宿泊施設等の供給の確保・受入環境整備

- ・「訪日外国人旅行者数 2,000 万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会」を活用し、空港・港湾の CIQ 体制、空港容量、交通機関、宿泊施設等の供給の確保等について、地域の受入環境整備の現状及び課題と対応策を取りまとめる。

【本年夏めどに中間取りまとめ】

(4) 自治体に求められる新たな役割 (官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等)

○PPP/PFI の推進

- ・ PPP/PFI 全体のより一層の推進のため、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）」に掲げられた事業規模の目標（10 年間で 12 兆円規模）の見直しと、目標達成のための具体策について検討し、年度内をめどに結論を得る。
- ・ 公共施設等運営権方式の推進を強化するため、特区を活用するなど、運営権者の提案等に係る規制緩和等を推進する。

3. 「改革 2020」（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行

<「改革 2020」プロジェクト> ※各プロジェクトの概要は後掲

- i) 技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出
 - ① 次世代交通システム・自動走行技術の活用
 - ② 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決
 - ③ 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
 - ④ 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開
(医療のインバウンド)

ii) 訪日観光客の拡大に向けた環境整備等

⑤ 観光立国のショーケース化

iii) 対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上

⑥ 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「3年間でリーマンショック前の設備投資水準（70兆円／年）を回復する。」

⇒2014年度：69.3兆円（2次速報値）（2013年度：68.2兆円）

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率10%台（現状約5%）を目指す。」

⇒2013年度：開業率4.8%、廃業率4.0%

（2012年度：開業率4.6%、廃業率3.8%）

⇒起業活動指数（2014年度）：3.8%

※開業率・廃業率については、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後10年間を見据えた補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる。」を設定。

(2) 施策の主な進捗状況

（「コーポレートガバナンス・コード」の策定等）

- ・ 東京証券取引所と金融庁を共同事務局として「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を設置し、成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「攻めのガバナンス」を確保するとの観点から、上場会社は2名以上の独立社外取締役を選任すべき旨や、政策保有株式として上場株式を保有する場合には政策保有に関する方針を開示すべき旨等を盛り込んだコーポレートガバナンスの基本的な考え方（コーポレートガバナンス・コード原案）を本年3月に取りまとめた。これを受けて、東京証券取引所は、「コーポレートガバナンス・コード」を策定し、6月より上場企業に対して適用を開始した。

（産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援や事業再生の促進）

- ・ 平成26事務年度金融モニタリング基本方針の重点施策に「事業

性評価に基づく融資等」や「地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮」が示されたほか、企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直しについて、関係省庁がオブザーバー参加する民間有識者による検討会において、本年3月に報告書が取りまとめられた。

(民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進)

- ・ 成長取り込み型の事業革新など、中長期的な生産性向上に資する分野の強化のため、エクイティ、メザニン・ファイナンス、中長期の融資などの成長資金の供給拡大を図ることを目的として、関係省庁の連携の下で「成長資金の供給促進に関する検討会」を立ち上げて議論を行い、昨年11月に取りまとめを行った。同取りまとめ等を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部改正法が、本年5月に成立した。

(企業と投資家の対話促進に向けた方策を取りまとめ)

- ・ 企業と投資家の対話促進については、昨年9月に持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会を設置して検討を行い、本年4月に同研究会の報告書を取りまとめた。報告書では、対話型の株主総会プロセスを実現するための総会日程やその前提となる議決権の基準日の設定を見直す際の考え方や方法、一体的・統合的な企業情報開示の実現に向けた方策等が提言された。

(グローバルベンチマークを設定)

- ・ グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標（グローバルベンチマーク）の検討方針・手順を整理したうえで、グローバルベンチマークを設定すべき事業分野として、11産業分野を選出した。そのうち、石油化学、石油精製、鉄鋼及びエレクトロニクスの4分野について、本年4月までにグローバルベンチマークを設定し、生産性向上や規模拡大、戦略分野の明確化などの各分野の課題や取組の方向性について提示した。また、石油化学及び石油精製分野については、昨年中に、産業競争力強化法第50条に基づく市場構造の調査・公表を行った。

(ベンチャー創造協議会を創設)

- ・ 昨年9月にベンチャー創造協議会を創設し、本年5月末時点で414件の既存企業・ベンチャー企業・金融機関・ベンチャーキャピタル等が同協議会に加入している。創設と同時に、ベンチャー企業と大手企業のマッチングイベントを開催し、1,480件の商談をセットアップし、そのうちの有効商談は807件に上ったほか、インパクトのある新事業を創出したベンチャー企業を表彰する「日本ベンチャー大賞」を創設し、本年1月に第1回表彰を実施した。

(中小ベンチャー企業の政府調達での参入促進、求職活動中に創業の準備・検討を行う者への雇用保険給付の取扱いを明確化)

- ・ 中小ベンチャー企業の政府調達の参入促進については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の改正案を今国会に提出し、成立後速やかに、新規中小企業者等からの契約目標の設定や受注機会増大のための措置等を盛り込んだ「国の基本方針」の策定等を図ることとした。また、昨年7月に「雇用保険に関する業務取扱要領」を改正し、求職活動中に創業の準備・検討を行う者への雇用保険給付の取扱いを明確化した。

(「日本サービス大賞」の創設、中小サービス事業者向けガイドラインの策定)

- ・ 優れたサービスをつくりとどけるしくみを表彰対象とする「日本サービス大賞」を創設し、本年7月から募集を開始し、来年4月に第1回表彰を行うこととしている。また、本年2月に、中小サービス事業者が生産性向上に取り組む際の手法や取組事例を示したガイドラインを策定・公表した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

これまでの取組により、企業収益力・稼ぐ力は着実に改善している。これを一過性のものとせず、確立・向上させていくため、今後は企業のチャレンジを更に後押ししていく。

i) 「攻めの経営」の促進

企業のチャレンジを更に後押しするには、企業における適切なガバナンス機能の発揮と、機関投資家をはじめとする様々な投資主体による長期的な価値創造を意識した企業との建設的な対話及び資金

の出し手である金融機関等による借り手の経営改善・体質強化支援があいまって、企業の収益性・生産性向上に向けた取組を総合的に進めていく、との考え方の下、それぞれの取組を進化させる必要がある。

企業の収益力・稼ぐ力の確立・向上により、経済成長に向けたエンジンを強固なものとし、それを雇用機会の拡大や賃金上昇、設備投資の増加等につなげていくことで、経済の好循環を揺るぎないものとするべきである。

① コーポレートガバナンスの強化

- ・ 昨年2月に策定・公表された「スチュワードシップ・コード」及び本年6月に適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」が車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。このため、説明責任を適切に確保し健全なリスクテイクを促すことを通じて「攻めのガバナンス」の実現を目指すという我が国のコーポレートガバナンス・コードのアプローチについて、国内で十分な説明・周知を図るとともに、OECDなどの国際機関とも連携しつつ、国際的に積極的な情報発信を行う。また、上場企業と株主との間の対話がコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神にかなった形で円滑に行われていくよう、取引所と連携して全般的な状況の把握を行い、その結果を公表する。また、スチュワードシップ・コードについても、その趣旨等に関する機関投資家等の十分な理解に基づき運用が定着していくよう、機関投資家によるコードの受入れ状況を把握・公表するとともに、必要に応じて機関投資家等に対するメッセージを発出する。
- ・ 中長期的な企業価値を向上させるため、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定といった近年の制度整備等を踏まえ、コーポレートガバナンスの実践を後押しする環境整備を行うことが重要である。このため、以下の点に関する会社法の解釈指針（具体的な事例集を含む。）を作成し、公表する。
 - － 取締役会の監督が実効性の高いものとなるよう、取締役会に上程することが求められる事項の範囲、社外取締役が行った場合に社外性を失う「業務執行」の範囲等について
 - － 経営陣が適切なリスクテイクを行うことができるよう、会社補償（役員が損害賠償責任を追及された場合に、会社が当該損害賠償責任額や争訟費用を補償する制度）について 等

- ・ あわせて、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう金銭でなく株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る。

さらに、経営経験者が異業種の社外取締役役に就任すること等によりそれまでに培ってきた知識・経験を幅広く活用できるよう、国内外の具体的事例の収集・普及促進を通じて、独立社外取締役となる人材の確保を推進する。

② 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等

企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、企業の事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、金融機関は、企業の本業支援や産業の再生支援等に必要な機能や態勢及び経営体力の一層の強化を図る必要がある。

こうした観点から、金融機関におけるコーポレートガバナンス及び財務の健全性、リスク管理の更なる向上を促していく。金融機関においては既に独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小等の動きが見られるところ、引き続き、こうした取組を注視する。特に、グローバルなシステム上重要な金融機関については、国際的な動向等も踏まえ、また、景気や市況の変動に対する耐性を高め、困難な時期における企業の経営支援ニーズの高まりにも十分対応できるよう、株価変動リスク等のプロシクリカルな（景気変動の影響を増幅させる）要素の縮減を求めていく。

③ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

企業が稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるためには、企業と投資家・株主が、共に中長期的な成長に向けて価値を創造する関係にあることを念頭に置いて、建設的な対話を行うことが重要である。

こうした観点も踏まえつつ、資本市場の機能の十全な発揮や投資家・株主の保護など幅広い観点から、企業の情報開示、株主総会プロセス等を取り巻く諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築する。

ア) 統合的開示に向けた検討等

企業の情報開示については、投資家が必要とする情報を効果

的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

イ) 株主総会プロセスの見直し等

株主総会集中の問題を解決し、株主の議案検討と対話の期間を諸外国並に確保するための方策として、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて徹底的なプロセスの合理化が図られる環境を整備する。

具体的には、株主総会については、企業において株主の議決権行使や対話の機会を十分に確保するとともに、株主総会に近い時点の株主の声を反映するような適切な基準日を設定するよう、関係団体等が本取組の円滑化に向けた方策等について、来年中に検討することを促す。

また、IT利活用促進に係る政府全体の対応方針も踏まえ、米国における制度（「Notice & Access」制度）も参照しつつ、招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について来年中に検討し、結論を得る。

議決権行使についても電子化の促進と権利行使の質を高めるため、関係団体等において議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策を来年中に検討することを促す。

さらに、名義株主以外のグローバルな機関投資家等が、株主総会に参加する上での企業の基本方針作りを円滑化するため、関係団体等においてガイダンスを本年末までに策定することを促す。

④ 法人税改革【後掲】

(「5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上」において記載。)

⑤ 企業における攻めの IT 経営促進

企業経営者に対し、IT はコスト削減のツールではなく、新たなビジネスモデルを構築する際に積極的に活用すべき経営戦略のツールであることの理解を促し、企業の IT 投資行動を、コスト削減が中心の「守りの IT 投資」から、付加価値創造のための「攻めの IT 投資」に変化させる（攻めの IT 経営の促進）。このため、「攻めの IT 経営」という視点から資本市場による評価がなされる環境を構築すべく、東京証券取引所と連携して実施している「攻めの IT 経営銘柄」における評価スキームを更に発展させ、本年度中に、企業の IT 経営に係る IR 活動の指針を策定するなど、株式市場が企業の IT 経営を評価できるようにする施策を推進する。また、IT 投資と企業の成長の相関関係等に係る実証研究や研究成果に基づく経営人材の育成・意識改革等を進める官民連携のシンクタンクを、来年春目途に設立し、同指針の不断の改定を通じた経営者の意識改革等を促進するとともに、こうした検討の基盤となる企業の IT 経営の実態把握のための統計を来年度に整備する。

⑥ 海外展開に伴うガバナンス機能の発揮

「攻めの経営」支援の一環として企業の海外展開を後押しするため、不正競争防止法に規定された外国公務員贈賄罪に関する指針を年内に改訂し、国内外の法制度の相違等を踏まえた、現地法人等を含む望ましい社内ガバナンスの在り方を明示する等の対応を行う。

ii) サービス産業の活性化・生産性向上

我が国の GDP の約 7 割はサービス産業で占められており、我が国経済の成長には、サービス産業の活性化・生産性の向上が不可欠である。このため、「サービス産業チャレンジプログラム」（平成 27 年 4 月 15 日日本経済再生本部決定）に基づき以下の施策を実行できるものから迅速に着手し、サービス産業の労働生産性の伸び率を、2020 年までに 2.0% とすることを目指す（2013 年時点：0.8%）。

・業種横断施策

ベストプラクティスの徹底普及（日本サービス大賞、経営課題と解決策の「見える化」等）、サービス品質の評価（日本版顧客満足度指数の普及促進等）、人材育成（大学・専門学校等における経営・職業人材の育成推進等）、独立行政法人日本貿易振興機構

等を活用した海外展開支援、都市のコンパクト化・ネットワーク化等

- ・業種別施策

宿泊産業、運送業、外食・中食産業、医療・介護・保育分野、卸・小売業ごとに、IT利活用、海外展開、業務カイゼン等

また、本年4月2日の経済の好循環実現に向けた政労使会議において決定した「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」に基づき、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業等の分野において、経団連と意欲ある事業者団体等が協力し、製造業等の専門家からの助言の機会を通じて、生産性向上に向けて課題解決を図る活動を展開し、内閣府及び当該業種の事業所管省は、枠組み作りを通じて環境整備を図る。

地域に根差した個々の中小・小規模事業者による活性化・生産性向上へのチャレンジを応援する地域レベルでの支援体制の構築が極めて重要である。既に、中小企業団体や地域金融機関内では、サービス産業の活性化・生産性向上の重要性や、サービス産業の事業の高度化に向けた指針、対応する中小企業・小規模事業者支援策の内容が周知され、自立的な取組が開始されており、こうした動きを加速する。

このため、事業者の成功事例や失敗事例を分析しつつ、事業を行う上での経営課題と解決策、対応施策等を「見える化」するとともに、本年中を目途に、サービス産業を含めた地域の幅広い業種・業態に関して、地域において企業の生産性を向上させる経営判断や経営支援等の参考となる評価指標・評価手法を策定する。これらは、策定次第、順次、事業者、中小企業団体、地域金融機関等に提供するほか、サービス革新による新事業の創出促進へも積極的に活用する。

また、モノ作りでのカイゼン経験等を活用することでサービス現場のカイゼンができるサービスカイゼン人材、ITコンサル人材などの専門支援人材をリスト化し、中小企業・小規模事業者からの経営相談支援体制を強化するよろず支援拠点などの中小企業支援機関に集約・共有することで、本年度中に事業者が身近に専門支援人材からアドバイスを受けられる地域の専門的知見のネットワーク化を行う。

地域金融機関はこのような取組やネットワークも活用しつつ、事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮を一層推進するとともに、地域のサービス産業の活性化・生産性向上が図られるよう自治体による地方版総合戦略の策定や実行の支援をはじめとした取組を推進する。

iii) ベンチャー支援

デジタル化・ネットワーク化の進展により世界のビジネスモデルが大きく変革しつつある中、経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要である。

特に、グローバルに通用するベンチャー企業の育成が不可欠である。国内マーケットからグローバル・マーケットにチャレンジする、あるいは、時には海外で起業し、海外から国内マーケットや国内プレーヤーに変革をもたらす、こうしたグローバル・ベンチャー企業が発生するメカニズム（グローバル・ベンチャーエコシステム）を構築する。

① グローバル・ベンチャーネットワークの構築

（シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト）

シリコンバレーでは、日々多くのベンチャーが生まれ、投資家の資金や経営支援によって成長し、投資家に還元することで、更なるベンチャーへの資金供給や経営支援を喚起する「ベンチャー創造の好循環」が確立している。この好循環の活動主体であるシリコンバレーのベンチャー支援機関（アクセラレータ）等と日本の起業家等をつなぐことで、グローバルに通用するイノベーションを持続的に創造する仕組みを形成する。「企業」、「ヒト」、「機会」の観点から、シリコンバレーの資源をいかすプログラムを実施する。

ア) 企業

シリコンバレーとのネットワークを強化するため、スタンフォード大学、米日カウンシル等と連携し、デザイン（工芸・工業）、ロボット、バイオ、医療等分野の日本の中小・中堅・ベンチャー企業をシリコンバレーへ派遣する。現地においても、スタンフォード大学、米日カウンシル等との連携の下、グローバルレベルの目利き力を有する現地のベンチャー支援人材等のネットワーク等を活用し、事業提携先や投資資金の獲得に向けた活動を支援する。本年度中にシリコンバレーにおける受入れ体制を整備し、派遣企業の選定を行い、来年度以降5年間で200社程度を支援する。

イ) ヒト

起業家、大企業内の新事業に挑戦する人材（イントラプレナー）、ファンド関係等のベンチャー支援人材 100 名程度を公募し、シリコンバレーのアクセラレータの目利き機能も活用しつつ、更に 20~30 名程度に選抜した上で、本年秋頃を目途にシリコンバレーへ派遣する。現地に数週間滞在し、グローバル市場につながるイノベーションの創出に必要なビジネスノウハウの向上や提携先の発掘等に向けた活動を支援する。

ウ) 機会

日米の大企業・投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベントを東京とシリコンバレーの双方で開催し、事業提携、共同研究、投資、M&A 等の連携を促進する。また、政府関係者、ベンチャー代表者等が政策対話を行うシンポジウムも開催する。

② グローバルなベンチャーエコシステムとの連動

IoT・ビッグデータ・人工知能等による新たなビジネスモデル競争時代に突入している中、イノベティブなベンチャー活動の活性化は、我が国経済成長にとって極めて重要である。特に、グローバルに通用するベンチャー企業の育成が不可欠である。「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」等とも連携しつつ、2020 年に、大規模な「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」を開催する。その際、海外で実施されている学生や若い起業家が中心となったスタートアップ育成イベントや音楽フェスティバルとビジネスイベントの同時開催等も参考に企画を進める。また、これに向けて、ベンチャー関連施策を有機的に統合・連携し、2020 年までのロードマップとなる「ベンチャー・チャレンジ 2020」を本年末までに策定する。

③ 次世代を担うグローバル・ベンチャー育成支援

ア) デジタル・ネットワーク時代を支えるグローバル・ベンチャーの育成

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が、IT を駆使してイノベーションを創出できる独創的なアイデアと卓越した技術を有する若い人材を発掘・育成する目的で実施している「未踏 IT 人材発掘・育成事業」について、育成支援の対象をソフトウェア開発のみならず、IoT 分野での製品開発やビジネスモデル

の開発にまで拡大するなど、起業につながる支援方式を新たに導入する。また、新たな支援方式では、支援した人材がベンチャーを起業し成長した際に、IPA が支援資金を回収するスキームを導入し、特に、ベンチャーに負担が少ないストックオプション等を活用した資金回収を可能とする。

イ) 我が国の強みを活かした研究開発型ベンチャーの育成とエコシステム構築

- ・ 我が国は優れた技術力を有しており、それを活用したベンチャー企業の創出・発展のポテンシャルは大きい。研究開発型ベンチャーの育成とエコシステム構築を図るため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国内外のベンチャーファンド等（アクセラレータ）を認定し、当該ファンド等が支援するベンチャー企業に提携先や投資家等とのマッチング等の支援を行う。
- ・ 大学等の革新的な技術を基にした研究開発型の大学等発ベンチャーは、高い競争力を持ち、グローバル・ベンチャーへと成長する可能性を持つ。このため、強い大学等発ベンチャー創出に資するような技術の発掘・育成を行い、関係省庁が実施する海外の投資家とのネットワーク構築、グローバルに展開する大手企業とのマッチング等の関連施策と連携することで、我が国における研究開発型ベンチャー創出とグローバル展開を加速する。

④ グローバル・ベンチャー企業創出の苗床となる大学改革

国内外の様々なリソースを呼び込みグローバル競争力の向上を目指す経営力を有する大学である「特定研究大学（仮称）」に、ベンチャー創出のプラットフォームの機能も併せ持たせる。このため、「特定研究大学（仮称）」におけるグローバル・マーケットに関する目利き力を有する海外のベンチャー支援人材の我が国への呼び込み、創業支援、国内外の優れた創業人材の登用やこのような創業人材等による実践的な創業人材育成や技術の目利き人材育成の実施等を、関係府省等による各種のベンチャー関連施策を密接に関連させて支援・促進する。また、同様に、「卓越大学院（仮称）」については、文理融合領域や IoT・ビッグデータ・人工知能等の新領域・新産業の創造の観点も踏まえた分野の設定がなされ、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連

携する仕組みとする。【後掲】（「3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国」において記載。）

さらに、バイオ・医療分野（特に医療機器開発）のイノベーションを担う人材等を育成するため、大阪大学・東京大学・東北大学がスタンフォード大学と連携し、医療現場での実践的教育プログラムを実施することを支援する。

iv) 成長資金・リスクマネーの供給促進等

企業と投資家の対話促進やコーポレートガバナンス機能の強化を通じた「攻めの経営」やサービス産業の活性化・生産性向上を資金面からも後押しするため、成長資金やリスクマネーが円滑に供給される枠組みについても充実・強化する。このため以下の施策を講ずる。

① 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進

- ・ 投資型クラウドファンディングに係る制度を活用するとともに、地方へのリスクマネー供給を進めるため、地方公共団体や地域金融機関等の関係者が設立した「ふるさと投資」連絡会議等と連携し、各種クラウドファンディング利用を促進する。
- ・ 地域に根差した企業等の資金供給に応える制度として、グリーンシート銘柄制度に代わって、発行体の適示開示に係る負担が軽減される「株主コミュニティ制度」（地域に根差した企業等の資金調達のため、証券会社が組成する株主コミュニティのメンバーの間で投資勧誘や取引が可能な制度）を活用し、資金調達を支援する。
- ・ 地域ヘルスケア産業支援、地域観光・まちづくり活性化、地域中核企業活性化、復興・成長支援等のために地域金融機関等と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が連携して出資・設立する「地域活性化・事業再生ファンド」を活用し、地域企業への資金供給を促進する。

また、成長分野育成や新技術開発など、企業の成長・価値増大に取り組むプライベートエクイティ・ファンドも活用し、こうしたファンドを通じた地域企業への資金供給も促進する。

② 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

- ア) 金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営状況等を的確に把握することによって、資金の円滑な供給が図られるよう、引き続き、金融モニタリング基本方針

等の適切な運用を図る。特に、以下のような取組を積極的に進める。

- ・ 様々なライフステージにある企業の事業内容等を適切に評価し企業の経営改善や生産性向上等を支援するため、金融機関による事業性評価に基づく融資の取組やコンサルティング機能の強化、2013年12月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用、本年1月から開始されたREVICによる地域金融機関向け短期トレーニー制度の活用等の促進を図る。
- ・ 中小零細企業のニーズを踏まえた運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資（書替えが継続している手形貸付等）の取扱いについて明確化した金融検査マニュアル（本年1月）について、関係者を集めた説明会を開催する等により周知・徹底を図る。

イ) 私的整理手続における反対債権者がある場合にもなお事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、本年3月にまとめられた有識者検討会報告書の内容等も踏まえつつ、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める。

③ 民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進

成長資金の供給促進に関する検討会取りまとめも踏まえ、足下では官民ファンド等が補完的役割を果たしつつも、将来的に成長資金を提供する民間の担い手強化が図られるよう、商社や機関投資家など民間主導のファンド組成等によるエクイティ資金等の供給を促し、大企業の収益性向上を目指した事業再編や海外 M&A 等の成長に向けた積極的な取組を支援する。

こうした取組が円滑に進むよう、政府系金融機関の目利き能力や金融ノウハウも活用する。このため、例えば法改正により強化した株式会社日本政策投資銀行の成長資金供給機能の活用等も含めて成長資金供給の成功事例を積み上げることにより、民間資金の呼び水としてエクイティ資金等の供給を促すとともに民間の担い手育成を促進する。

また、グローバルニッチトップ企業等の海外展開に要する資金など、リスクが高く民間金融機関が独自に融資することが困難な場合に、政府系金融機関が補完・協調することにより、地域において需要を作り出していくとともに、中長期的にはこれ

らに対する資金供給も民間金融機関により行われるよう制度設計に配慮する。

v) IoT・ビッグデータ・人工知能等による産業構造・就業構造の変革

IoT・ビッグデータ・人工知能等をもたらす産業構造・就業構造の変革については、世界の動きに遅れをとることのないよう、まずは、産学官の幅広い関係者が連携を進めつつ、足下で既に動きつつある新たなビジネスモデル等への対応を進め、ITを活用した産業競争力の強化に取り組むとともに、人材育成やセキュリティ対策などの喫緊の課題に取り組む必要がある。

さらに、中長期的な観点からは、未来社会を見据えた研究開発や基盤技術の強化に向けた対応を進めるとともに、時間軸を意識した変革やその対応の明確化及びそれに伴う施策の推進が求められる。

このため、以下の施策を実施する。

① ITを活用した産業の競争力の強化

ア) 産学官連携による推進体制の構築（「CPS 推進協議会（仮称）の創設」）

IoT・ビッグデータ・人工知能等の進化により実世界とサイバー空間が相互関連するサイバー・フィジカル・システム（CPS）が確立され、全ての産業でデータを核としたビジネスモデルの革新が生じる。

国内外のビジネスモデル・技術革新を踏まえた今後の対応の方向性と具体的な課題解決を産業横断的に進めるため、ベンチャーや大企業等の様々なプレーヤーが連携した推進体制としてCPS 推進協議会（仮称）を年内に創設する。同協議会において、幅広い分野でのビジネスモデルの実証を行い、その成果も踏まえ、分野横断的なルール整備を行う。

具体的には、大量のパーソナルデータやサプライチェーンの各工程間の取引情報等のビッグデータを活用した新たなビジネスモデルの創出等に向け、企業間データ連携・共有を促進するための標準契約モデルを本年度内に策定する。さらに、ビッグデータを活用したビジネスモデルに係る国際標準化を戦略的に進める。

また、大企業とベンチャー企業とのマッチングを行うとともに、データを核とした国内外のビジネスモデルの変革に関する最新状況の調査分析等に係る中核的機能（日本版 ACATECH※（仮

称)) の確立等を推進する。

※ACATECH: IT を含めた様々な技術革新の産業への導入を進めるために、民間で進めるべき取組や政策への提言を行うドイツの専門機関。2008 年よりドイツ政府が積極的に支援している。

イ) 足下で動きつつある新たなビジネスとその対応

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、以下のリーディングプロジェクトを推進し、新産業・新サービスの創出を促進する。

- 2020 年に日本の最先端の科学技術を世界に発信するための 9 つの実用化プロジェクト（次世代都市交通システム、水素エネルギーシステム等）を推進する。自動走行技術については、国家戦略特区における近未来技術実証に関する取組等と併せて、ロボット新戦略に基づく規制改革の動きとも連動し必要な制度改革を進める。
- 小型無人機について、国家戦略特区を活用した近未来技術実証を速やかに行うための制度改革等の検討を行う。並行して、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取組を進める。とりわけ緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに必要な法案を取りまとめ、今国会にも提出することを目指す。その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。
- 準天頂衛星等の宇宙インフラと地理空間情報（G 空間情報）を高度に活用し、IoT・ビッグデータ等と組み合わせ、災害・緊急対応の高度化、農機・建機の自動運転、老人・子供の見守りサービス、高度道路交通システム等の実証・実装を産学官が一体となって進める。その際、多様な地理空間情報を集約した G 空間情報センターとの連携についても推進する。あわせて、G 空間社会の更なる高度化に向け、民間事業者の宇宙関連ビジネスへの参入促進のための関連法制度（宇宙活動の許可・監督制、損害賠償制度、規制すべきデータの範囲等）

の整備を行う。さらに、新たに立ち上げる「宇宙システム海外展開タスクフォース（仮称）」を通じ官民一体となって、海外の商業宇宙市場の開拓やG空間関連プロジェクトの推進に取り組む。

② 人材の確保・育成

ア) IT分野における外国人材の活躍促進【後掲】

（「2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用」において記載。）

イ) 若年層に対するプログラミング教育の推進【後掲】

（「4. 世界最高水準のIT社会の実現」において記載。）

③ サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化

（技術力の強化・産業育成、人材育成）

【後掲】

（「4. 世界最高水準のIT社会の実現」において記載。）

④ 未来社会を見据えた共通基盤技術等の強化

- ・ 総合科学技術・イノベーション会議の下、未来の幅広い分野における産業創造や社会変革に対応するため、新たな時代を支える共通基盤技術（IoT、ビッグデータ解析、人工知能、センサー、素材、ナノテク等）に関して重点的に取り組むべき課題等やその推進方策を本年度中に取りまとめ、来年度から研究開発等を実施する。また、新たな技術を取り入れ、経済・社会的課題の解決を図る先行的なプロジェクト（高度道路交通システム等）を来年度から実施する。あわせて、新たな技術を高度化し統合するシステムの構築に必要な研究開発等の在り方について、第5期科学技術基本計画に反映する。
- ・ 前述の推進方策等を踏まえ、人工知能や情報処理技術、高性能デバイス、ネットワーク技術、電波利用技術等については、世界最先端の技術・知見を我が国に集積するためのコアテクノロジーの確立及び社会実装を推進する。また、同様に、IoT・ビッグデータ・人工知能に関し、分野を越えて融合・活用する次世代プラットフォームの整備に必要な研究開発や制度整備改革等を行うとともに、新たなビッグデータ利活用と高精度・高速シミュレーションを実現する最先端スーパーコンピュータの利用に係る研究開発とその産業利用の促進に取り組む。

⑤ 産業構造・就業構造の変革への遅滞ない対応

IoT・ビッグデータ・人工知能等の発展が産業・就業構造にかつてない変革をもたらしつつある中で、この構造変革に遅滞なく対応することが重要である。このため、①IoT・ビッグデータ・人工知能のもたらす産業構造、就業構造、経済社会システムの変革が、いつ頃にどのような形で生じ、②企業にとって、どのようなビジネスチャンスが生まれてくる可能性があるのか、③こうした好機をつかむため、政府や民間企業はどのような対応（規制制度改革、研究開発・設備・人材投資等）を進めておく必要があるのか、どのような対応を怠った場合に日本企業が立ち遅れてしまう可能性があるのか等について、時間軸を含めた検討を行う。